

新潟県聖籠町、出雲崎町、関川村における 自治体クラウドへの取組みについて

平成26年1月30日

新潟県聖籠町、新潟県出雲崎町、新潟県関川村

報告資料内容

1. 提案の背景
2. 業務システムの現況、問題点及び提案理由
3. 対象となる業務システム及びシステム構成
4. 事業実施の成果
5. 個人情報に関する基本覚書の締結について
6. 今後の課題
7. 次年度以降の事業の方向性

・提案者基礎情報

代表団体名 : 新潟県聖籠町
代表団体住所 : 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
代表団体代表者 : 聖籠町長 渡邊 廣吉
人口 : 13,793人(平成24年4月1日時点)

(町章)



参加団体名 : 新潟県出雲崎町
参加団体住所 : 〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
参加団体代表者 : 出雲崎町長 小林 則幸
人口 : 4,803人(平成24年4月1日時点)

(町章)



参加団体名 : 新潟県関川村
参加団体住所 : 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地
参加団体代表者 : 関川村長 平田 大六
人口 : 6,289人(平成24年4月1日時点)

(村章)



構成する各町村は右図のような位置関係となっている。

聖籠町、出雲崎町は沿岸部に位置し、関川村は山間部に位置し、山形県と県境を接する自治体である。

聖籠町は新潟市に近く、出雲崎町は柏崎刈羽原発が近くに存在する。



1. 提案の背景

聖籠町、出雲崎町、関川村（以下、「当団体」という。）は、合わせて人口約2万5千人の小規模自治体であり、いずれの自治体も財政状況は必ずしも良好ではなく、行財政のスリム化は共通の課題テーマとして認識している。また、ICTの分野においても、さらなる行政事務の効率化と住民サービスの向上のための電子自治体を推進、更には災害対策を踏まえた事業継続計画（以下「BCP」という。）の推進が急がれている。

2. 選定テーマ、業務システムの現況及び問題点

- ・選定したテーマ名：「クラウドによる業務継続のための広域連携」
- ・選定した理由：当団体にて広域連携を実現することで、災害によるリスクを地理的に分散し相互メリットが生まれるため。

① 基幹業務システムの現状

当団体の基幹業務システムは3町村ともに自己導入型であり、サーバについては聖籠町がデータセンターへのハウジング、出雲崎町・関川村が自庁に設置をしている。また、大量出力処理も3団体ともに委託業者にアウトソーシングを行っている。

② 課題認識

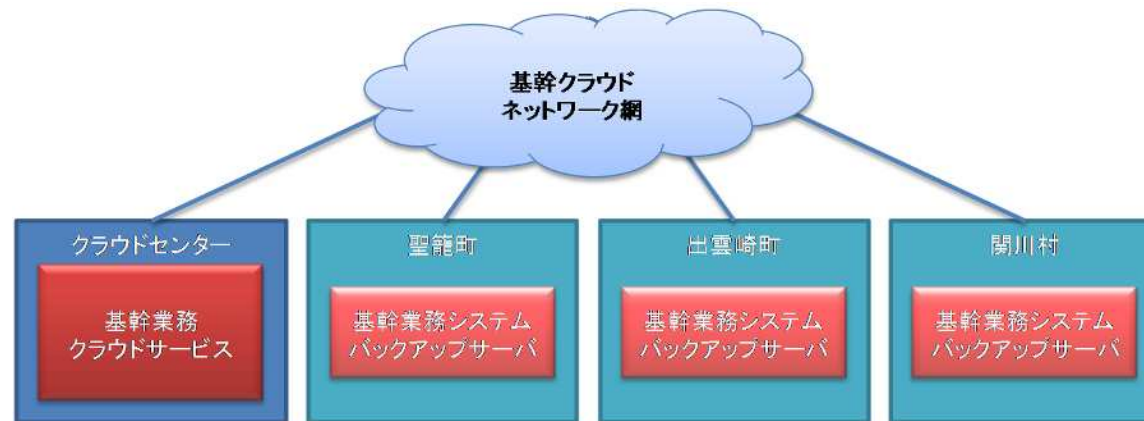
新潟県は多くの災害リスクを抱えており、これまでも多くの大規模な災害に見舞われている。近年を例にとると、以下の6件の事例がある。

時期	災害	規模
昭和42年8月	羽越水害	全壊1,247棟、半壊2,067棟、死者 104人
平成16年7月	新潟・福島豪雨	全壊70棟、半壊5,354棟
平成16年7月	新潟県中越地震	震度7、死者 68人、負傷者 4,805人
平成19年7月	新潟県中越沖地震	震度6弱、死者 15人、負傷者 2,316人
平成23年3月	長野県北部地震（東日本大震災により併発）	震度6弱、死者 3人、負傷者 46人
平成23年7月	新潟・福島豪雨	全壊17棟、半壊2棟

当団体の内、2団体が沿岸地域、1団体が中山間地域であり、震災や豪雨から引き起こされる津波、河川の氾濫、停電による住民の命や生活、ひいては行政機能を含む都市機能の低下・停止といった脅威には実効性のある対策が必要である。

③ 基幹業務システムのクラウド化構想

本事業にて3町村の基幹業務システムを自己導入型のシステムからクラウド型に移行し、更には災害時にはシステム環境を互いに融通するための基幹クラウドネットワーク網を整備する。



【クラウド化実現イメージ】

平時はクラウドセンターが提供する基幹業務システムを基幹クラウドネットワーク網を介して利用する。緊急時、例えばクラウドセンターが機能不全に陥った場合でも各町村のバックアップサーバからシステムを利用することができ、また町村役場側の機能が停止した場合でも、職員が他の町村に赴きシステムを利用することを可能とする。

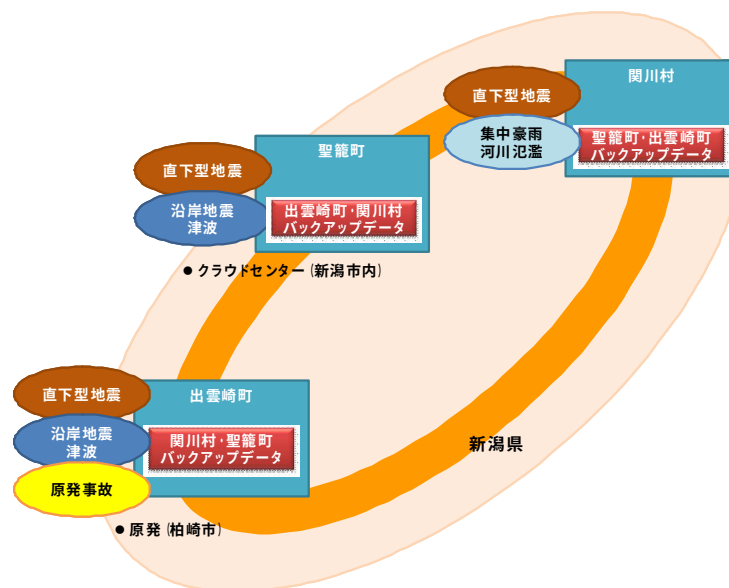
④ 狙い

本事業の狙いとして、運用コストの低減、基幹業務システムの可用性の向上、災害時の業務継続性の確保を実現する。

項目	説明
運用コストの低減	3町村での共同利用による割り勘効果で、基幹業務システムの運用コストを低減させる。
可用性の向上	ファシリティの優れたクラウドセンターにシステムを移行することで、現在よりも高い可用性を確保することが可能となる。
災害時の業務継続性の確保	クラウドセンター及び3町村を結ぶ基幹クラウドネットワークを整備し、各町村を含めた相互接続環境を整備することで、万が一災害により役場機能、クラウドセンターが機能不全に陥った場合でも、基幹クラウドネットワークを利用し、物理的な場所を融通し合うことで業務継続が可能となる。

⑤ 本事業後の被災時の対応

主な災害として、直下型地震、沿岸地震による津波、原発事故、及び集中豪雨による河川氾濫、これら4つのケースでの最悪の事態を想定し、万が一、クラウドセンターが機能不全に陥った場合においても、自治体機能の一次移転先を下図のように計画することで、可能な限りの業務継続性の確保、及び被災者の支援や復旧・復興に注力できる環境を整える。



[被災時の自治体機能一時移転計画]

3. 対象となる業務システム及びシステム構成

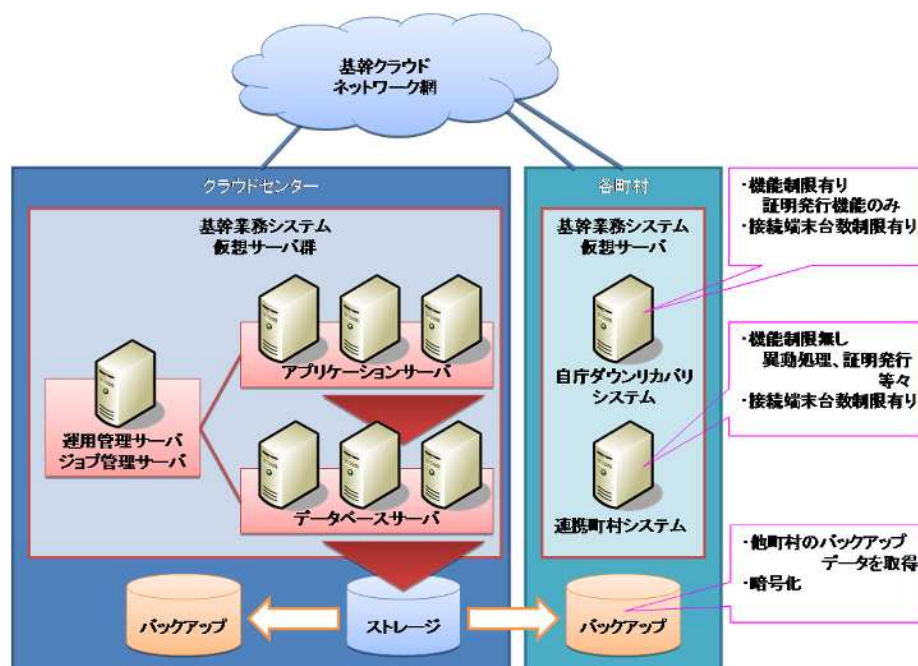
① 対象業務

住民記録	国民年金	軽自動車税	教育
印鑑登録	国民健康保険税	法人住民税	保育料
宛名・住登外	住民税	収納	児童手当
国民健康保険資格	固定資産税	選挙	

② システム構成

現在のWEB型の基幹業務システムをクラウドに移行する。

アプリケーション・データベース等の仮想サーバに当団体の基幹業務システムを実装する。メインストレージ、バックアップはクラウドセンターに整備されるが、町村側にもバックアップ機能を整備することで、いずれかの拠点が機能不全に陥った場合でも、最低限の業務継続性が確保できる仕組みとする。



[基幹業務クラウドサービス・システム構成/1町村分]

③ 本事業実施前後におけるサーバ設置形態等

(本事業実施前)

自治体名	サーバ設置形態	大量出力処理方法	自家発電設備有無
聖籠町	ハウジング	アウトソーシング	有
出雲崎町	自庁設置	アウトソーシング	有
関川村	自庁設置	アウトソーシング	無

(本事業実施後)

自治体名	サーバ設置形態	大量出力処理方法	自家発電設備有無
聖籠町	クラウド型	アウトソーシング	クラウドセンター
出雲崎町	クラウド型	アウトソーシング	クラウドセンター
関川村	クラウド型	アウトソーシング	クラウドセンター

4. 事業実施の成果

選定テーマへの取組み成果

- ① 短期間でスムーズに混乱なくクラウドへ移行を実施出来た。
- ② 緊急時(災害時)の業務継続運用方針(巻末に添付)に基づき、実際の災害を想定したシミュレーションを行い、災害時の業務継続の確保が実証出来た。また、課題点も明確化することが出来た。

[災害時のシミュレーション]

本シミュレーションにおける必要最低限の運用とは以下の内容を指しており、各シミュレーションにおいてその内容が実施できることを検証した。

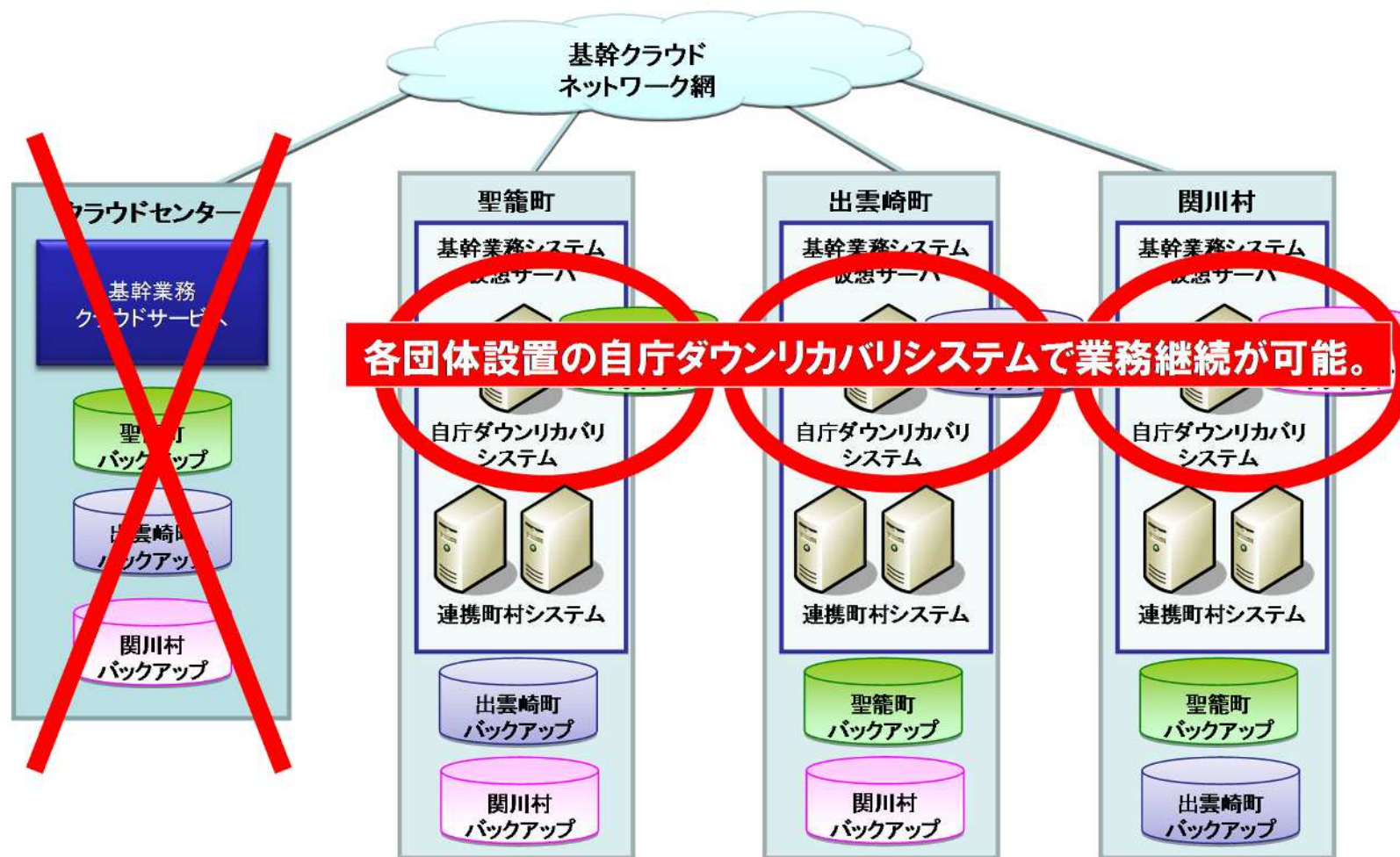
【必要最低限の運用の定義】

運用内容	説明
住民票発行	いかなる状況においても窓口業務の主たる運用を継続するための確認
各種税証明発行	いかなる状況においても窓口業務の主たる運用を継続するための確認
保険証発行	身分証としての利用もでき、災害時にも必要とされる証書の発行確認
全住民一覧発行	災害時の住民安否確認のために利用できる帳票の発行確認

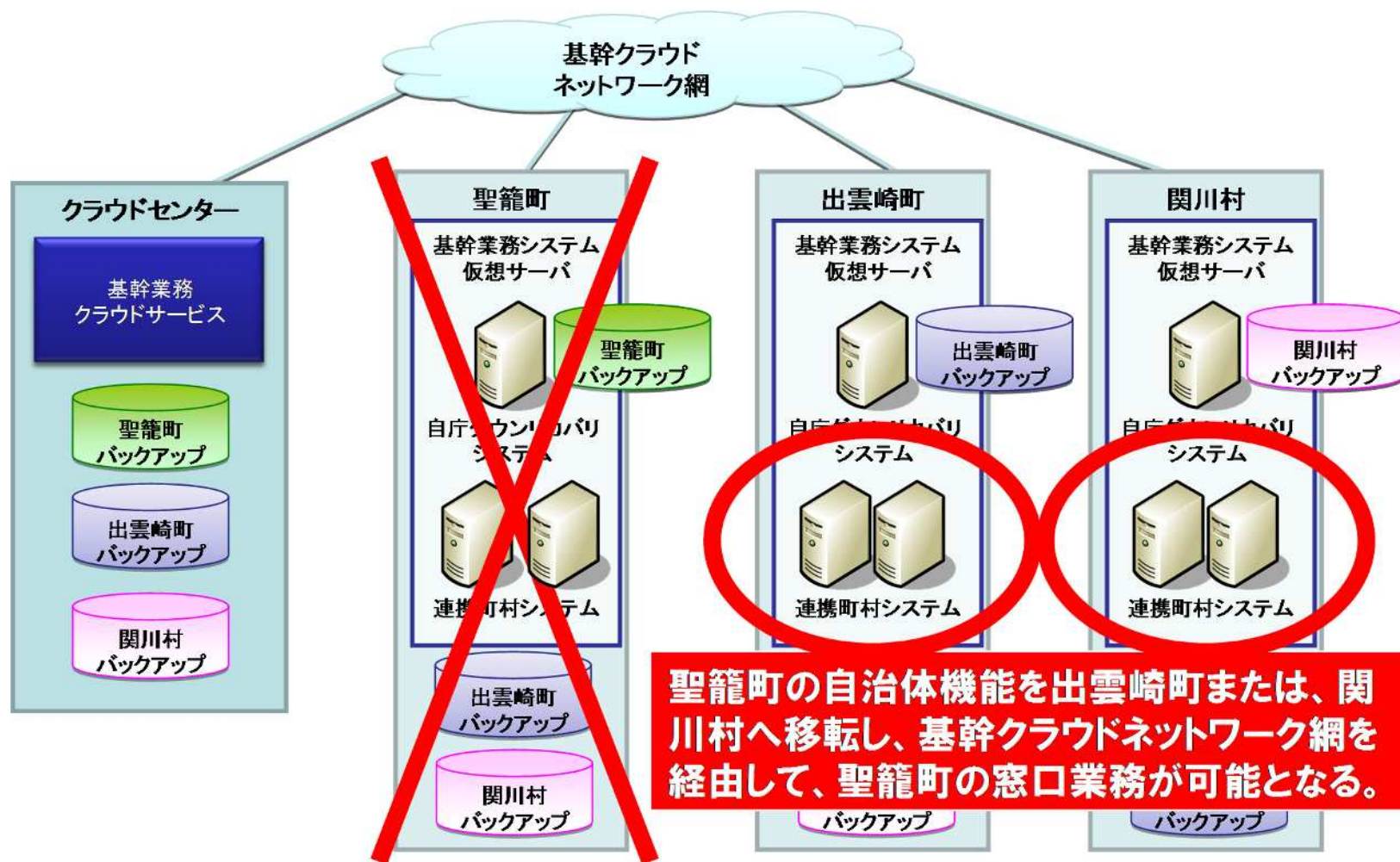
次の①～③のパターンについて、シミュレーションを実施する。

【シミュレーション内容】

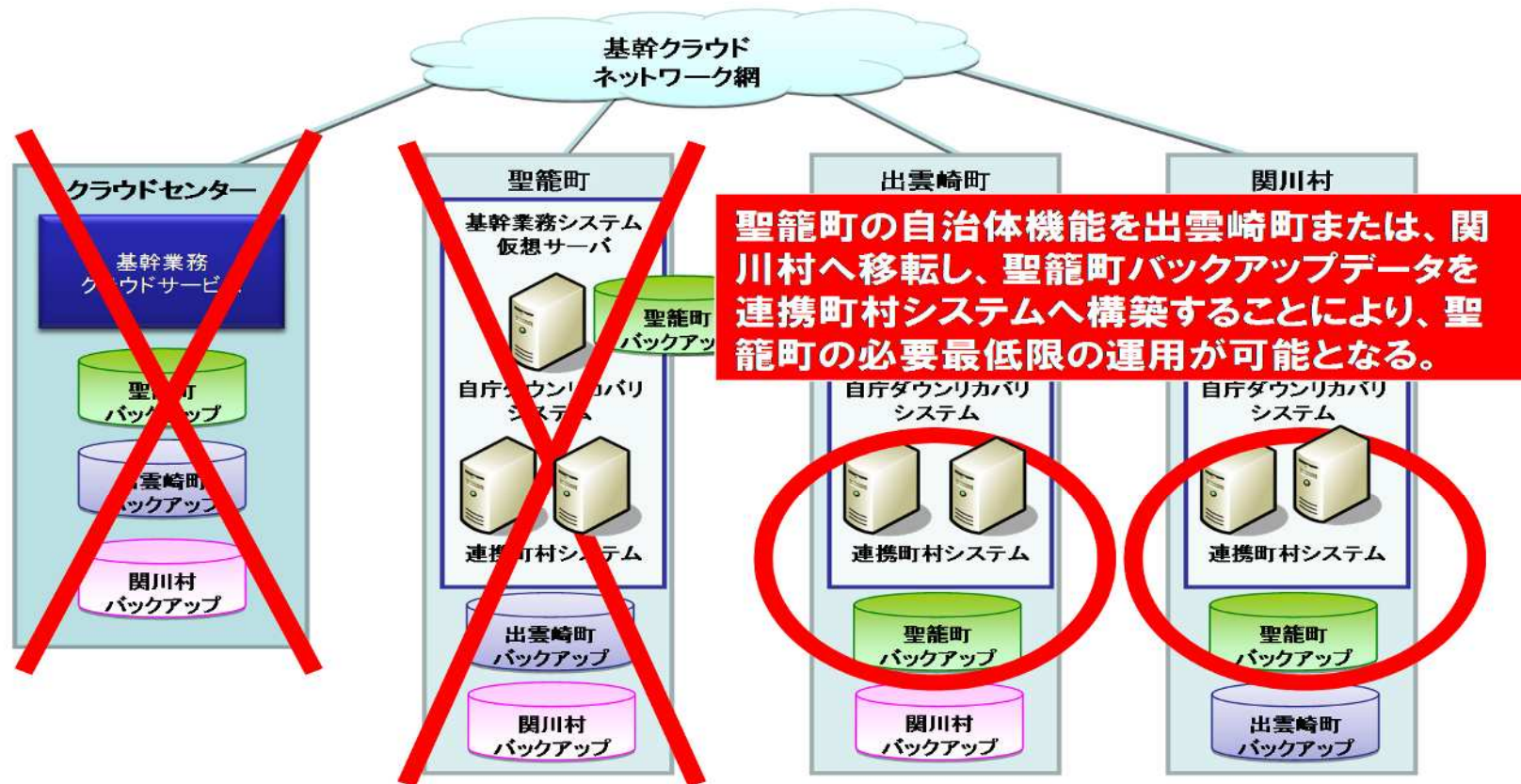
①クラウドセンターとの回線障害に陥った場合



②役場が機能不全に陥った場合



③クラウドセンターと役場の両方が機能不全に陥った場合



③シミュレーション実施後に、本モデルの課題の検出・対策を検討する。

④取組みテーマ実施報告

記載した3パターンの緊急時を想定した業務継続運用のシミュレーションを実施した結果は以下のとおり。

【業務継続運用シミュレーション検証結果】

項番	試験項目	試験内容	試験結果		
			聖籠町	出雲崎町	関川村
1	クラウド環境への移行	クラウドセンターへ基幹系システムを移行し、システム利用が行えること。	○	○	○
2	自治体データのバックアップ	各自治体の基幹システムデータバックアップがクラウドセンターにより正しく処理されて保存されていること。	○	○	○
3	緊急用サーバの環境	各自治体に構築したダウンリカバリサーバおよび連携町村サーバが仮想環境で稼働していること。	○	○	○
4	ダウンリカバリシステムの環境構築	自自治体のバックアップデータがダウンリカバリサーバへ転送・保存されていること。	○	○	○
5		転送されたデータより前日の状態で基幹システム環境が構築されていること。	○	○	○
6	連携町村システムの環境構築	他自治体のバックアップデータが連携町村サーバへ暗号化されて転送・保存されていること。	○	○	○
7		暗号化されたバックアップデータが復号できること。	○	○	○
8		復号されたデータより連携町村の基幹システム環境が前日の状態で構築・動作可能なこと。	○	○	○
9	(検証ケース1) クラウドセンターとの回線障害に陥った場合 ※庁内のダウンリカバリサーバを利用	通常利用しているID／PWでダウンリカバリサーバへスムーズにログインが行えること。	○	○	○
10		自市町村以外の連携町村システムへはログインできないこと。	○	○	○
11		自町村の外字が正しく表示されること。	○	○	○
12		自庁内のダウンリカバリシステムを利用して、住民票の発行が行えること。	○	○	○
13		自庁内のダウンリカバリシステムを利用して、全住民一覧の発行が行えること。	○	○	○
14		自庁内のダウンリカバリシステムを利用して、国民健康保険税(料)保険証の発行が行えること。	○	○	○
15		自庁内のダウンリカバリシステムを利用して、税証明書の発行が行えること。	○	○	○
16		ダウンリカバリシステムのレスポンスは十分運用耐えるものであること。 ※計測結果は別紙に取り纏める	○	○	○
17	(検証ケース2) 自治体が機能不全に陥った場合 ※他自治体環境よりクラウドセンターの自町村基幹システムを利用	各自治体が準備した端末、プリンタを利用してクラウドセンターの自町村基幹システムへ接続が可能なこと。	○	○	○
18		クライアントはXP,Win7を問わず利用可能なこと。	○	○	○
19		該当市町村の外字が正しく表示されること。	○	○	○
20		通常利用しているID／PWでクラウドセンターの自町村基幹システムへスムーズにログインが行えること。	○	○	○
21		他町村からクラウドセンターの自町村基幹システムへ接続し、住民票発行が行えること。	○	○	○
22		他町村からクラウドセンターの自町村基幹システムへ接続し、全住民一覧が行えること。	○	○	○
23		他町村からクラウドセンターの自町村基幹システムへ接続し、国民健康保険税(料)保険証の発行が行えること。	○	○	○
24		他町村からクラウドセンターの自町村基幹システムへ接続し、税証明書発行が行えること。	○	○	○
25	(検証ケース3) クラウドセンターと自治体の両方が機能不全に陥った場合 ※他自治体へ構築した連携町村システムを利用	レスポンスは十分運用耐えるものであること。 ※計測結果は別紙に取り纏める	○	○	○
26		各自治体が準備した端末、プリンタを利用して連携町村サーバの自町村基幹システムへ接続が可能なこと。	○	○	○
27		クライアントはXP,Win7を問わず利用可能なこと。	○	○	○
28		該当市町村の外字が正しく表示されること。	○	○	○
29		通常利用しているID／PWで連携町村サーバの自町村基幹システムへスムーズにログインが行えること。	○	○	○
30		連携町村サーバの自町村基幹システムより、住民票発行が行えること。	○	○	○
31		連携町村サーバの自町村基幹システムより、全住民一覧が行えること。	○	○	○
32		連携町村サーバの自町村基幹システムより、国民健康保険税(料)保険証の発行が行えること。	○	○	○
33		連携町村サーバの自町村基幹システムより、税証明書発行が行えること。	○	○	○
34		レスポンスは十分運用耐えるものであること。 ※計測結果は別紙に取り纏める	○	○	○

操作処理時間計測結果(参考資料)

聖籠町	処理内容/パターン	通常時	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用 ※3	町村連携システム利用
	住民票の発行※1	12 秒	12 秒	14 秒	15 秒
	納税証明の発行※1	17 秒	18 秒	18 秒	18 秒
	保険証の発行※1	27 秒	24 秒	23 秒	22 秒
	全住民一覧の発行※2	9 秒	10 秒	10 秒	9 秒

出雲崎町	処理内容/パターン	通常時	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用 ※3	町村連携システム利用
	住民票の発行※1	12 秒	12 秒	12 秒	13 秒
	納税証明の発行※1	17 秒	23 秒	20 秒	21 秒
	保険証の発行※1	27 秒	30 秒	28 秒	28 秒
	全住民一覧の発行※2	9 秒	10 秒	10 秒	10 秒

関川村	処理内容/パターン	通常時	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用 ※3	町村連携システム利用
	住民票の発行※1	13 秒	14 秒	14 秒	15 秒
	納税証明の発行※1	16 秒	17 秒	16 秒	17 秒
	保険証の発行※1	21 秒	20 秒	20 秒	20 秒
	全住民一覧の発行※2	6 秒	6 秒	6 秒	6 秒

※1 各処理の計測時間は該当者の検索から帳票のプレビュー（イメージ）表示までの処理時間

※2 処理の計測時間は処理の実行から帳票のプレビュー（イメージ）表示までの処理時間

※3 本事業内では他2団体からの処理実行時間の平均値を計測

〔障害発生から復旧にかかる時間〕

1 本事業前の復旧時間については障害規模により変動するため参考値として記載。

2 災害等で道路等が移動困難な状況時は復旧時間が前後する。

障害発生時の業務処理復旧までの想定時間（参考資料）

クラウドセンターとの回線障害	対象	本事業前※1	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用	町村連携システム利用
	聖籠町	30分～1時間程度	5分程度	対象なし	対象なし
	出雲崎町	対象なし	5分程度	対象なし	対象なし
	関川村	対象なし	5分程度	対象なし	対象なし

自治体が機能不全に陥った場合	対象	本事業前※1	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用	町村連携システム利用
	聖籠町	数日～数ヶ月	対象なし	約2～3時間程度※2	対象なし
	出雲崎町	数日～数ヶ月	対象なし	約2・5～3・5時間程度※2	対象なし
	関川村	数日～数ヶ月	対象なし	約2～3時間程度※2	対象なし

機能不全に陥った場合 とクラウドセンターの両方が	対象	本事業前※1	タウリカハリサーハ利用	他町村からクラウドセンター利用	町村連携システム利用
	聖籠町	数日～数ヶ月	対象なし	対象なし	約3～4時間程度※2
	出雲崎町	数日～数ヶ月	対象なし	対象なし	約3・5～4・5時間程度※2
	関川村	数日～数ヶ月	対象なし	対象なし	約3～4時間程度※2

※1 復旧までの時間は回線障害のみ以外は数日以上かかることを想定

※2 復旧までの時間は自治体間の移動時間も含める。（当該自治体から最寄の自治体で想定する時間）

検証結果から、本事業により構築した「クラウドによる業務継続のための広域連携」システムは、ケース①～③として想定した障害発生時に、自治体機能として最低限必要な業務継続が可能であることと、システムが高い可用性を持つことが実証できた。特に、ダウンリカバリサーバや町村連携サーバの設置が無い、本事業前の環境下と比較すると、業務運用が復旧されるまでの時間は大幅に短縮され、災害発生時においても業務継続性の確保が可能であることが伺えた。このことから、本事業の災害対策としての有効性に係る評価は十分な効果があると考ええる。また、町村連携システムを利用した場合でも、最低限の業務運用には十分なレスポンスが確保されており、緊急時の業務継続に十分耐えうることも確認できた。

【クラウド導入による費用対効果】

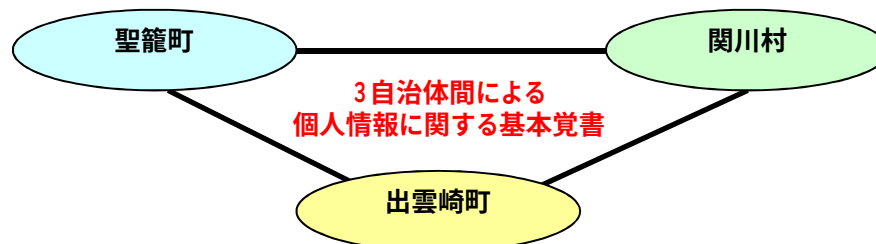
当団体内に新たに構築するダウンリカバリサーバ・町村連携サーバの構築とクラウドセンターを含む、当団体間のクラウドネットワーク網を構築する費用は、聖籠町で537万円、出雲崎町、関川村で560万円、全体で1,657万円となっている。この構築を各々単独で行った場合は、遠隔地にもう一か所別のクラウドセンターにダウンリカバリサーバを購入し構築する費用が発生し、センター利用料も別途かかり増額が見込まれる。

また例年費用は、回線料とクラウド利用で聖籠町が約723万円、出雲崎町が約352万円、関川村が約315万円となり、クラウド前とほぼ同額であるが、緊急時（災害時）の業務継続運用を行うため当団体側にもバックアップ機能を構築し、いずれかの拠点が機能不全に陥った場合でも、証明書発行等最低限の業務継続性を確保できる仕組みを新たに付加することができたため、費用対効果は高い。

5. 個人情報に関する基本覚書の締結について

本事業により構築した「クラウドによる業務継続のための広域連携」を行うにあたり、他団体の個人情報も扱う必要があるため、3団体間における覚書の締結および各団体とクラウド事業者間における覚書を締結した。

① 3団体間における覚書の抜粋



【覚書条項】

聖籠町（以下「甲」という。）、出雲崎町（以下「乙」という。）、関川村（以下「丙」という。）は、甲乙丙の間の個人情報の取扱いに関し相互に個人情報を提供、受領することに鑑み、次のとおり基本覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本覚書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

① 本取引

甲乙丙の間を結ぶ基幹クラウドネットワーク（以下「当該ネットワーク」という。）を整備し、甲乙丙を含めた相互接続環境を整備することで、万が一災害により甲乙丙のいずれかが機能不全に陥った場合、物理的な場所を融通し合い業務継続を可能とする甲乙丙の間の取引をいう。

② 個人情報

「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第3条に定める情報で、個人情報提供者が個人情報である旨指定した情報をいい、公知であるかどうかを問わない。

③ 個人情報提供者

甲乙丙のうち個人情報を他の当事者に提供する当事者を指す。

④ 個人情報受領者

甲乙丙のうち個人情報を他の当事者より受領する当事者を指す。

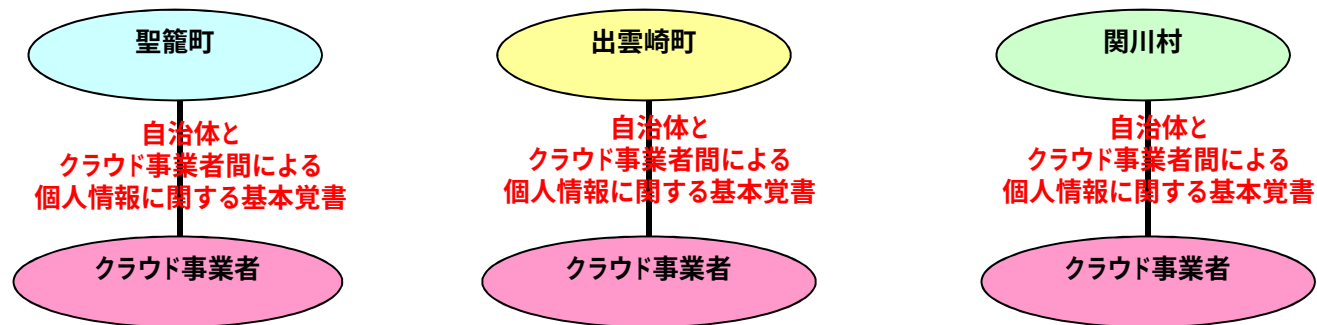
⑤ 住民等

個人情報提供者に住所を有する個人及び個人情報提供者に住所を有しないが個人情報提供者に個人情報が管理されている個人をいう

（当該ネットワーク接続開始）

第2条 甲乙丙は、他の当事者の代表者もしくはそれに準ずる者から、災害によりネットワークが機能不全に陥った ことを原因として当該ネットワークを利用する旨の要請があったとき、当該ネットワークを利用して相互接続を開始する。

②各団体とクラウドサービス事業者間における覚書の抜粋



【覚書条項】

〇〇〇(以下「甲」という。)とクラウドサービス事業者(以下「乙」という。)は、甲が保有する個人情報の取扱いに関し、次のとおり基本覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本覚書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

① 本取引

甲乙の間を結ぶ基幹クラウドネットワークを整備し、甲乙を含めた相互接続環境を整備することで、万が一災害により甲乙のいずれかが機能不全に陥った場合、当該基幹クラウドネットワークを利用して、物理的な場所を融通し合い業務継続を可能とする甲乙の間の取引をいう。

② 個人情報

「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)第2条に定める情報で、甲が個人情報である旨指定した情報をいい、公知であるかどうかを問わない。

③ 住民等

〇〇〇に住所を有する個人及び〇〇〇に住所を有しないが甲に個人情報が管理されている個人をいう。

(甲と乙の責任)

第2条 甲は、法に定める個人情報取扱事業者として個人情報の取扱いを乙に委託するものとし、乙は、法及び本覚書の規定に従い、個人情報を取り扱うものとする。

6. 今後の課題

本事業の業務継続シミュレーションにより、以下の事項についても検討が必要であることが判明したため、今後の課題として記載する。

- ① 証明書で利用する改ざん防止用紙や、保険証等の専用様式を利用するような出力物の発行については、極力、利用団体間において共同化することが望ましい。
- ② 緊急時に他団体へ赴くためのトリガーについて、緊急連絡網等を含めた整備も必要である。
- ③ 災害等の緊急時には、システム環境の融通のみではなく、当該自治体職員の協力も不可欠であり、加入団体間での災害協定を締結することも視野に入れる必要がある。

7. 次年度以降の事業の方向性

- ① 緊急時の運用訓練を継続的に年1回実施する。
- ② 地理的、規模的に利害の一致する自治体を対象に提携先の拡大を図り、より大規模で広域に渡る災害にも対応可能な行政システムの実現を目指す。
- ③ システム提供事業者との協議を十分に行い、対象業務の拡大を図る。
- ④ 更なるコストメリットを見出すため、システムの共同利用化の検討を行う。

[緊急時 (災害時) の業務継続運用方針]

クラウドセンターとの回線障害	運用手順	運用内容
	① 庁内職員へのダウンリカバリシステムの公開	ダウンリカバリシステムの起動アイコンの格納場所を職員へ通達する。
	② システム事業者への連絡	回線障害が発生したことをシステム事業者へ連絡する。
	③ ダウンリカバリシステムによる業務運用	証明書発行、保険証発行はデータ時点が前日状態であることを確認しながら発行を行う。 異動を伴う処理は実施せず、申請書のみを受け取り、必要な書類は後日郵送すること。 ※緊急のレベルに応じ、異動処理が必要な場合はシステム事業者へ連絡してから対応を行うこと。
	④ 障害箇所の分析・対応	システム事業者と障害箇所の分析および対応を実施。
自治体が機能不全に陥った場合	運用手順	運用内容
	① 連携町村への連絡（要請する自治体）	連携町村へ訪問する旨とシステム環境の融通を依頼する。
	② システム事業者への連絡	自庁が機能不全に陥ったことをシステム事業者へ連絡する。 ※システム事業者の担当者も連携先自治体へ向かわせること
	③ 連携町村へ移動	利用可能な交通手段の確認（自動車、電車、バス等） 改ざん防止用紙、保険証等の持ち出しを行う。 ※専用紙等は事前にまとめて、緊急時は直ちに持ち出し可能な準備を行っておくこと。
	④ 利用機器の準備（要請を受けた自治体側）	訪問してくる自治体へ貸し出し可能な端末・プリンタ・設置場所の準備、確保を行う。
	⑤ 提供された機器（端末、プリンタ）を利用したクラウドセンターへの接続	データ、システムとも最新の状態であり、業務は通常通りの業務が実施可能。 ※OCR等の消し込み処理は設定、用紙等が異なるため、機能復旧後に実施すること。復旧までの間は手動による消し込み入力が可能。
	⑥ 障害箇所の分析・対応	システム事業者と障害箇所の分析および対応を実施。
	⑦ 移設場所の確保	障害までの復旧時間が長期（１日～数週間）にかかる場合は、自治体機能を移設するための場所についても確保すること。

[緊急時(災害時)の業務継続運用方針]

クラウドセンターと自治体の両方が機能不全に陥った場合	運用手順	運用内容
	①連携町村への連絡（要請する自治体）	連携町村へ訪問する旨とシステム環境の融通を依頼する。
	②システム事業者への連絡	自庁が機能不全に陥ったことをシステム事業者へ連絡する。 クラウドセンターの状況についても確認を行う（復旧のメド等） ※システム事業者の担当者も連携先自治体へ向かわせること
	③連携町村へ移動	利用可能な交通手段の確認（自動車、電車、バス等） 改ざん防止用紙、保険証等の持ち出しを行う。 ※専用用紙等は事前にまとめて、緊急時は直ちに持ち出し可能な準備を行っておくこと。
	④利用機器の準備（要請を受けた自治体側）	訪問してくる自治体へ貸し出し可能な端末・プリンタ・設置場所の準備、確保を行う。
	⑤訪問先自治体の町村連携サーバへ環境構築	暗号化されたデータを復号し、システム環境の構築を行う。
	⑥提供された機器（端末、プリンタ）を利用した町村連携サーバへ接続する。	証明書発行、保険証発行はデータ時点が前日状態であることを確認しながら発行を行う。 異動を伴う処理は実施せず、申請書のみを受け取り、必要な書類は後日郵送すること。 ※緊急のレベルに応じ、異動処理が必要な場合はシステム事業者へ連絡してから対応を行うこと。
	⑦障害箇所の分析・対応	システム事業者と障害箇所の分析および対応を実施。
	⑧移設場所の確保	障害までの復旧時間が長期（1日～数週間）にかかる場合は、自治体機能を移設するための場所についても確保すること。
	⑨（大規模災害時）全住民一覧の出力	全住民一覧を出力し、災害地および災害状況に応じた住民安否確認の実施を行う。